

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月20日提出
【計算期間】	第34特定期間(自 2020年4月21日至 2020年10月20日)
【ファンド名】	ルームス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主としてルーマス米国投資適格債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、米国の米ドル建て公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 米国の米ドル建て公社債（主として社債）を主要投資対象とします。
- 2 取得時においてBBB－（Baa3）格以上の格付けを有する公社債に投資を行うとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA－（A3）格以上に維持します。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 ルーマス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー（以下「ルーマス・セイレス社」と称する場合があります。）が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。
- 5 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

※ 原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) ※1 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		為替ヘッジ※2
	年6回 (隔月)		
	年12回 (毎月)		あり ()
	日々		なし
	その他 ()		

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

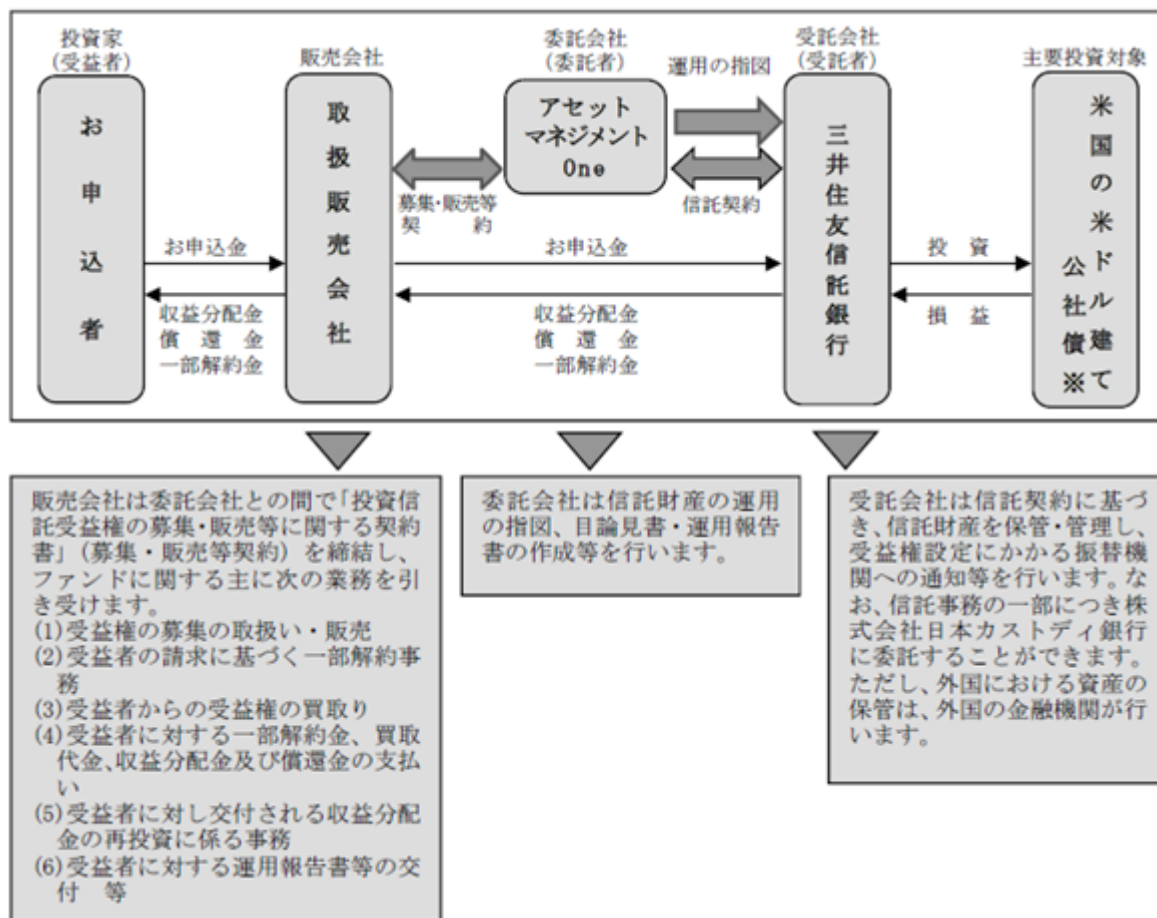
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2003年10月31日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年１月４日	投資信託振替制度へ移行
2007年７月１日	ファンドの名称を「米国投資適格債券ファンド〔毎月決算型〕（DKA/LOOMIS）」から「ルーミス米国投資適格債券ファンド〔毎月決算型〕」に変更
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



※ 主要投資対象である米国の米ドル建て公社債には、主として、ルーマス米国投資適格債券マザーファンドを通じて投資を行います。

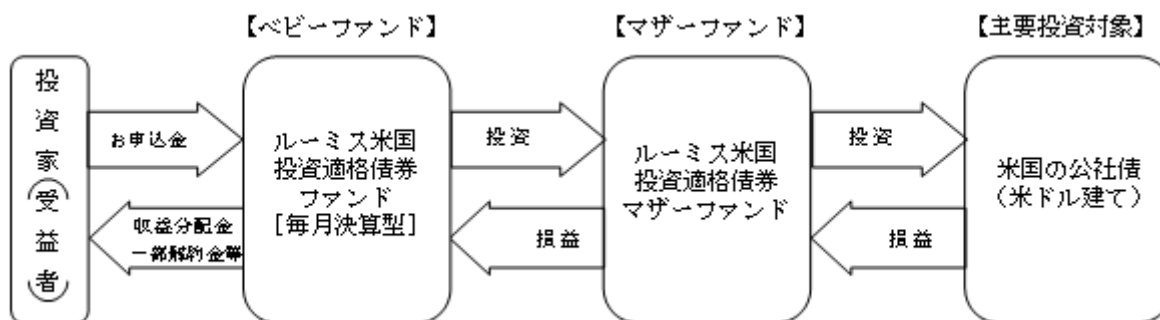
※ 委託会社は、マザーファンドについて、ルーマス・セイレス社に、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

ルーマス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約「ルーマス米国投資適格債券マザーファンド」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ルーマス米国投資適格債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年10月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2020年10月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

ルーマイス米国投資適格債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として米国の米ドル建て公社債を主要投資対象とするルーマイス米国投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

b. 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

i. 主として米国の発行体が発行する米ドル建ての社債、国債、政府機関債等の公社債に分散投資を行い、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

※ 米国以外の政府・企業ならびに国際機関等が発行する米ドル建て公社債にも投資を行うことがあります。

ii. 公社債への投資にあたっては、社債を中心に投資を行うことを基本としますが、経済環境ならびに市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への実質投資割合[※]を信託財産の純資産総額の原則50%を上限に高めることがあります。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

iii. 投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてBBB格相当(S&Pグローバル・レーティング (S&P社) によるBBBー格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's社) によるBaa3格)以上の格付けを得ている公社債(以下「投資適格債」といいます。)に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付け[※]をA格相当(S&Pグローバル・レーティング (S&P社) によるAー格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's社) によるA3格)以上とすることを基本とします。

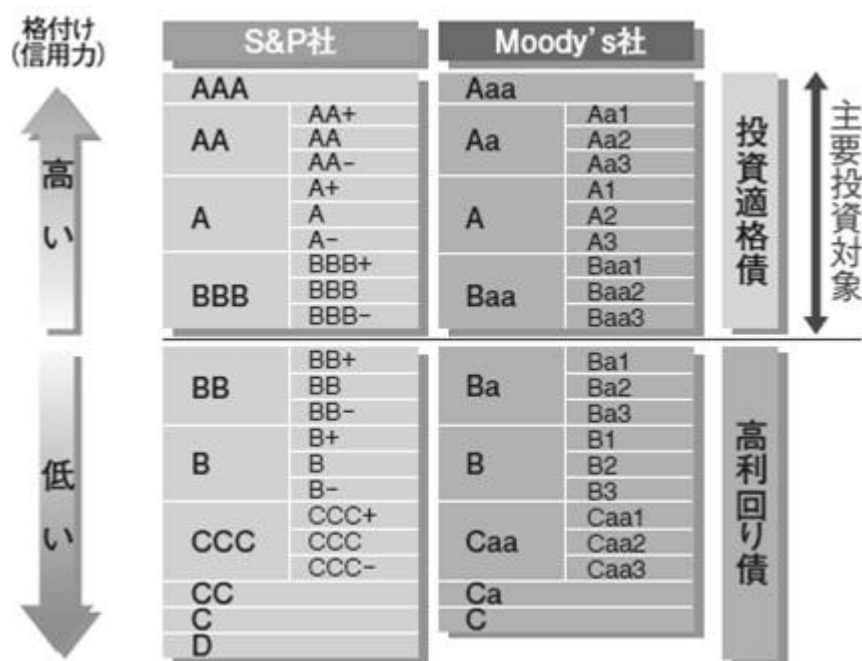
※ 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

iv. 組入れた投資適格債について、取得後、格付けの低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくはマザーファンドにおける約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたルーマイス・セイレス社の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。

v. 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

- vi. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- vii. マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。
- c. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- d. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜参考＞公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ



＜公社債の格付けとは？＞

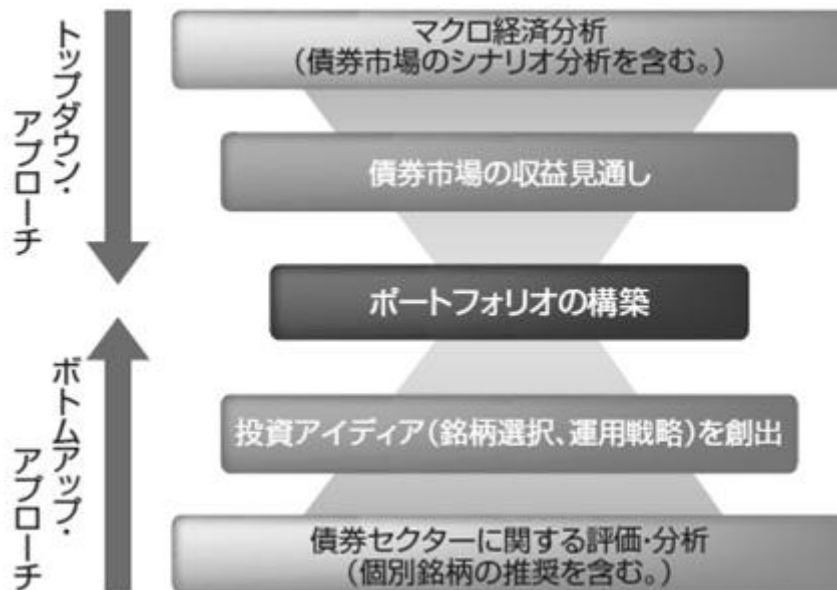
公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（S&Pグローバル・レーティング（S&P社）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's社）など）によって格付けが行われています。S&P社の場合、「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

＜投資適格債とは？＞

投資適格債とは、一般に、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、“債務を履行する能力が十分ある”と評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ、「BBB-」格以上、「Baa3」格以上の公社債がこれに該当します。

③ ファンドの投資プロセス

1. 当ファンドは、主としてルース米投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を通じ、公社債等への運用を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けたルース・セイレス社が、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。



- a. マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。
- b. 投資適格債、高利回り債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デフレーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイデア（銘柄選択、運用戦略）を創出します。
- c. 投資アイデアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針を決定し、ポートフォリオを構築します。

（ご参考）銘柄選択の方針

ルース・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りします。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたルームス米国投資適格債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1. から5. までの証券および8. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6. の証券および8. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9. の証券および10. の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

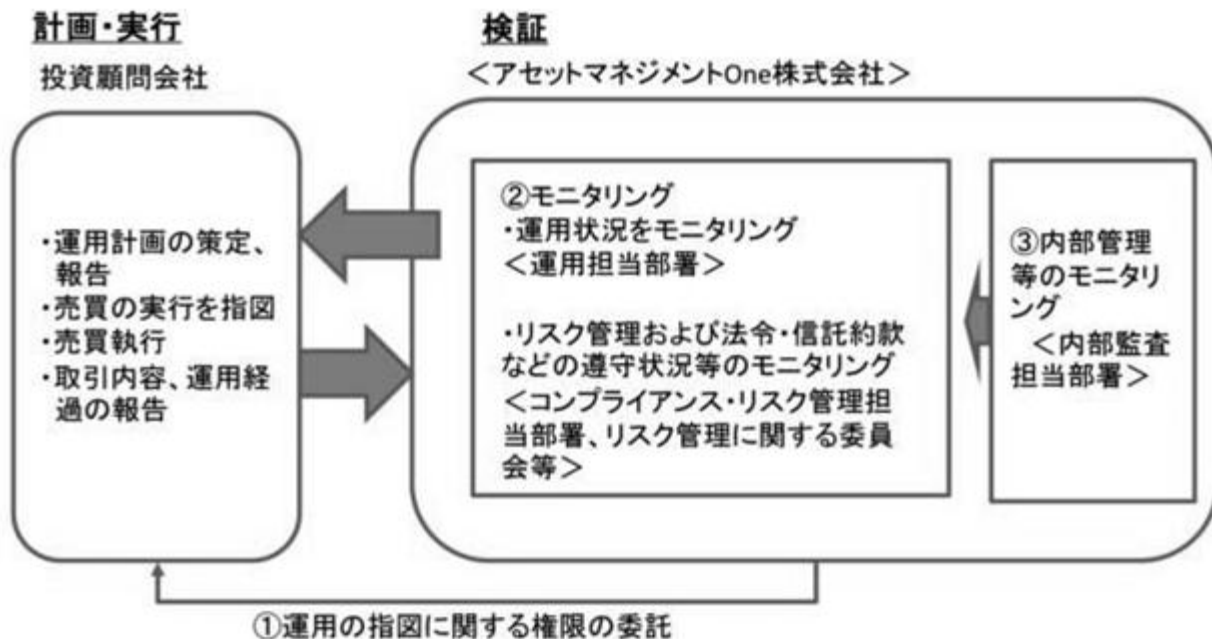
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするルーマス米国投資適格債券マザーファンドは、ルーマス・セイレス社に円の余資運用の指図を除く信託財産の運用の指図権限を委託します。

ルーマス・セイレス社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

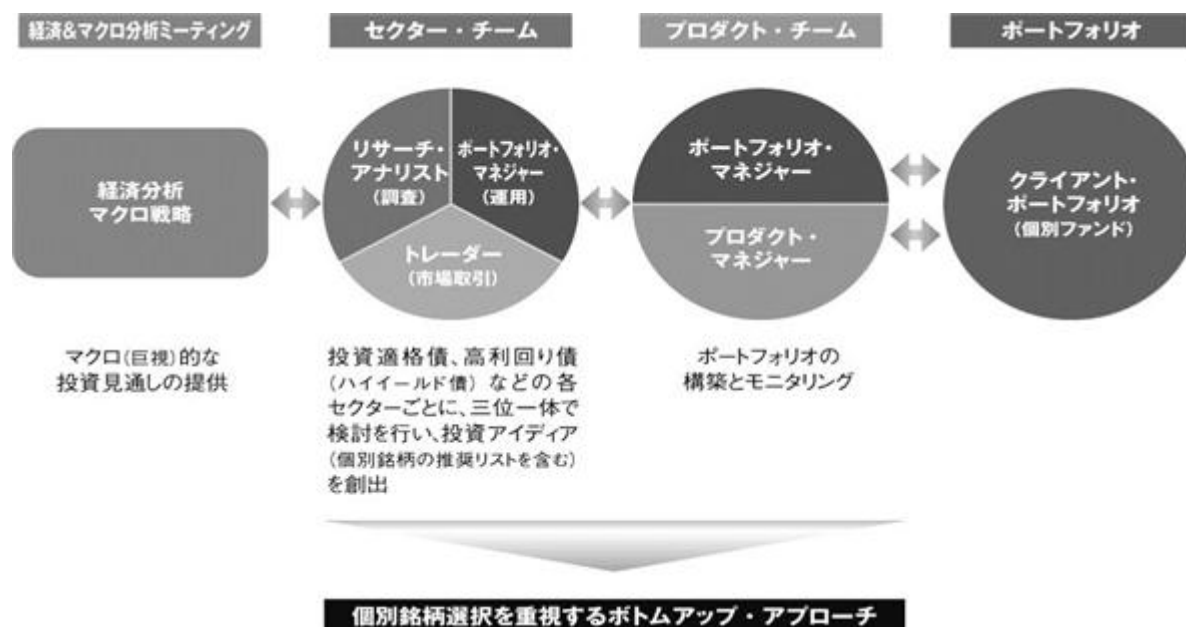
※運用体制は2020年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

＜ルーマス・セイレス社の運用体制＞

当ファンドが主要投資対象とするルーマス米国投資適格債券マザーファンドにおいて、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受け、ルーマス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図についての意思決定を行います。

＜ルーマス・セイレス社における債券の運用体制＞



ルーマス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルーマス・セイレス社の内部監査委員会（2020年9月末現在8名）が中心となって、業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

（ご参考）ルーマス・セイレス社の概要

ルーマス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大手機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、公社債による運用を中心に、約3,280億米ドルの総運用資産を有します。（2020年9月末現在）

ルーマス・セイレス社においては、株式、オルタナティブなどを含め広範な運用資産を有していますが、債券運用はそのうち中核を占めています。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中核とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービスに次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有し、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

第３期以降の毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
 2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
 3. 売買益(評価益を含みます。))については、原則として毎年６月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
 4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
 2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

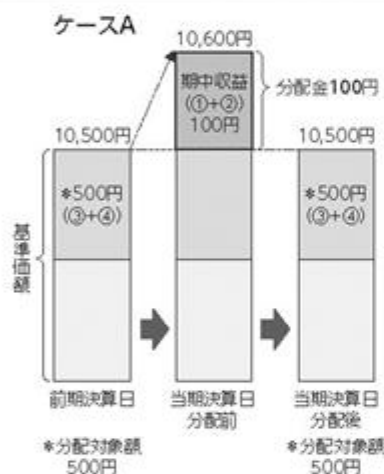
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

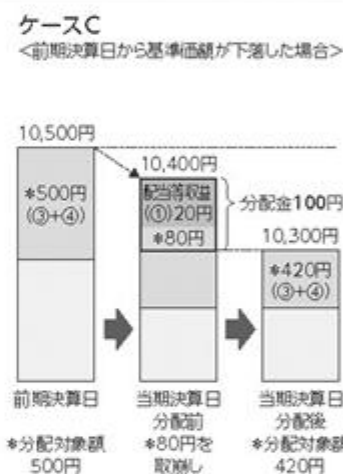
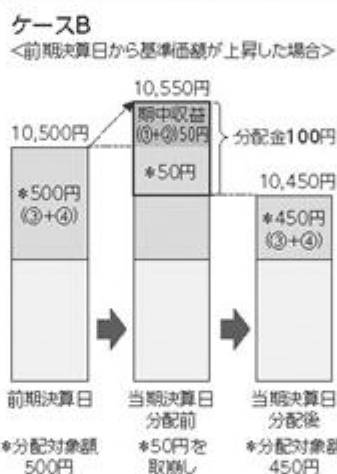
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同様ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第22条、第24条および第25条)

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得するものに限り行うことができるものとし、
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第26条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第33条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第34条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第26条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合

には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象③

1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。))とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有

価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. から4. に掲げる金融商品で運用されている額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. から4. に掲げる金融商品で運用されている額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. から4. に掲げる金融商品で運用されている額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建

資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価評価とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
6. 前記5. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の空売り(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬ 公社債の借入れ(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭ 資金の借入れ(約款第41条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場

を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

<参考>ルース米国投資適格債券マザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建て公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

主として米国の米ドル建て公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. 主として米国の発行体が発行する米ドル建ての社債、国債、政府機関債等の公社債に分散投資を行い、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

なお、公社債への投資にあたっては、社債を中心に投資を行うことを基本としますが、経済環境ならびに市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を信託財産の純資産総額の原則50%を上限に高めることがあります。

2. 投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてBBB格相当(S&Pグローバル・レーティング (S&P社) によるBBB一格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's社) によるBaa 3格)以上の格付けを得ている公社債に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA格相当(S&Pグローバル・レーティング (S&P社) によるA一格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's社) によるA 3格)以上とすることを基本とします。

3. 組入れた投資適格債について、取得後、格付けの低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくは約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたルース・セイレス社の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。

4. 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。
5. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
7. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
8. 運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ルーマス・セイレス社に委託します。

③ 主な投資制限

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
6. 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
7. スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
8. 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲で行います。
9. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてルーマニア投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行体の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、組入れた公社債について、取得後、格付けの低下によってBBB一格もしくはBaa3格以上でなくなった場合は、委託会社もしくはルーマニア・セイレス社の判断により実質投資割合において信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。

④ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

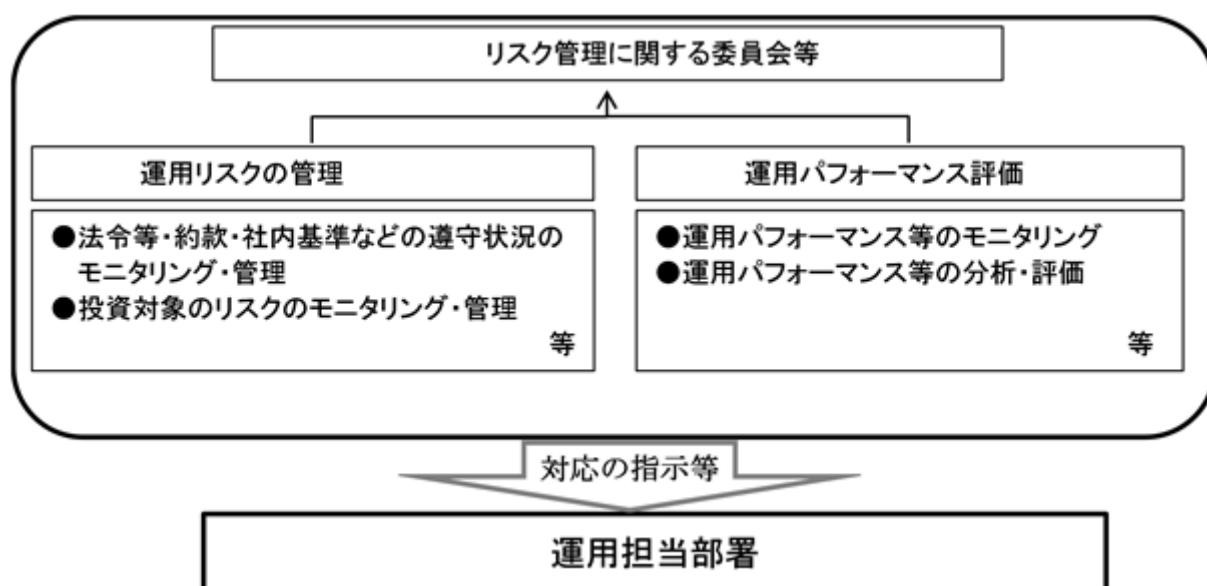
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



※リスク管理体制は2020年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたルーミス・セイレス社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポーティングを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で定期的に、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ・リサーチ・リスク・アナリシス・チームを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

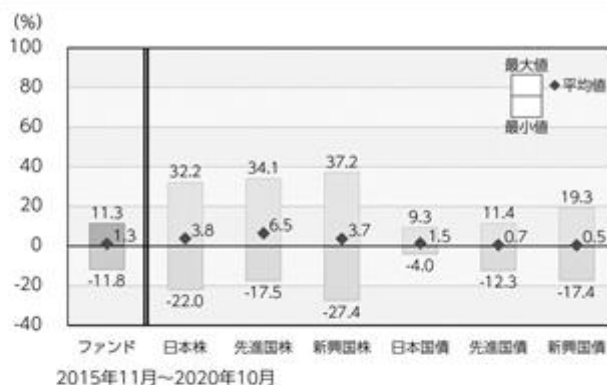
※上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(後東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、後東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セクレティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.75%（税抜2.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。
- ⑤ 販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.485%（税抜 1.35%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、販売会社毎に販売した純資産総額（残高）に応じて、以下の通りとなります。

各販売会社の 純資産残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.75%	0.55%	0.05%
500億円超700億円 以下の部分	0.725%	0.575%	0.05%
700億円超1,000億円 以下の部分	0.7%	0.6%	0.05%
1,000億円超1,500億円 以下の部分	0.675%	0.625%	0.05%
1,500億円超の部分	0.65%	0.65%	0.05%

- ※ ルーミス・セイレス社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、計算期間を通じて毎日、「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」の信託財産の純資産総額に、年0.45%の率を乗じて計算される金額を、原則としてマザーファンドにおける当ファンドの出資比率に応じ按分した額とし、「ルーミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]」の委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。ただし、当ファンドの販売会社毎の純資産残高が500億円を超えた場合、当ファンドにかかる当該販売会社の純資産残高に応じ、下記に定める率を当該販売会社毎の純資産残高の該当部分に乗じて得た額を、上記で定めた投資顧問報酬の額から各々減額するものとします。

販売会社毎の 純資産残高	500億円超 700億円以下の部分	700億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超 1,500億円以下の部分	1,500億円超の部分
投資顧問報酬を 減額する額	500億円超700億円 以下の部分に 年0.025%の率を 乗じて得た額	700億円超1,000億円 以下の部分に 年0.050%の率を 乗じて得た額	1,000億円超1,500億円 以下の部分に 年0.075%の率を 乗じて得た額	1,500億円超の部分 に年0.10%の率を 乗じて得た額

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】
(1)【投資状況】

令和2年10月30日現在		
資産の種類		時価合計（円）
親投資信託受益証券		5,144,688,630
	内 日本	5,144,688,630
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		78,714,240
純資産総額		5,223,402,870
		投資比率（％）
		98.49
		98.49
		1.51
		100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
ルーマス米国投資適格債券マザーファンド

令和2年10月30日現在		
資産の種類		時価合計（円）
国債証券		1,348,762,399
	内 アメリカ	1,348,762,399
地方債証券		12,503,422
	内 アメリカ	12,503,422
社債券		3,600,409,865
	内 アメリカ	2,869,083,303
	内 日本	198,212,882
	内 イギリス	142,254,715
	内 カナダ	123,633,354
	内 オランダ	95,011,195
	内 フランス	90,180,837
	内 アイルランド	38,586,782
	内 バミューダ	19,285,675
	内 ノルウェー	15,127,455
	内 オーストラリア	6,911,054
	内 スペイン	2,122,613
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		183,071,864
純資産総額		5,144,747,550
		投資比率（％）
		26.22
		26.22
		0.24
		0.24
		69.98
		55.77
		3.85
		2.77
		2.40
		1.85
		1.75
		0.75
		0.37
		0.29
		0.13
		0.04
		3.56
		100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年10月30日現在							
順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	ルーマス米国投資適格債券 マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,252,786,544	2.3172	2.2837	—	98.49
				5,220,156,980	5,144,688,630	—	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.49
合計	98.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
 該当事項はありません。

（参考）
 ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	US T N/B 4.25 11/15/40 アメリカ	国債証券	342,042,000	153.42 524,793,969	151.69 518,861,678	4.25 2040/11/15	10.09
2	US T N/B 3.75 11/15/43 アメリカ	国債証券	160,038,000	146.64 234,693,224	144.92 231,930,069	3.75 2043/11/15	4.51
3	CONAGRA BRANDS INC 8.25 09/15/30 アメリカ	社債券	62,237,000	151.60 94,352,125	150.40 93,605,508	8.25 2030/9/15	1.82
4	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証券	83,157,000	98.72 82,098,046	98.02 81,513,349	0.625 2030/8/15	1.58
5	TELEFONICA 8.25 09/15/30 オランダ	社債券	49,162,000	151.43 74,446,039	149.25 73,376,464	8.25 2030/9/15	1.43
6	US T N/B 2.125 05/31/26 アメリカ	国債証券	66,944,000	109.55 73,340,286	109.28 73,162,466	2.125 2026/5/31	1.42
7	US T N/B 2.625 06/15/21 アメリカ	国債証券	71,651,000	101.64 72,826,524	101.56 72,773,345	2.625 2021/6/15	1.41
8	PSEG POWER LLC 8.625 04/15/31 アメリカ	社債券	45,501,000	146.28 66,561,305	145.92 66,398,301	8.625 2031/4/15	1.29
9	US T N/B 1.25 08/31/24 アメリカ	国債証券	60,145,000	103.86 62,470,915	103.74 62,400,437	1.25 2024/8/31	1.21
10	EQUIFAX INC 7.0 07/01/37 アメリカ	社債券	46,024,000	132.33 60,906,776	131.88 60,698,205	7 2037/7/1	1.18
11	BERKSHIRE HATHAWAY ENERG 8.48 09/15/28 アメリカ	社債券	39,225,000	150.32 58,963,334	148.69 58,325,629	8.48 2028/9/15	1.13
12	MORGAN STANLEY 5.75 01/25/21 アメリカ	社債券	55,961,000	101.40 56,745,008	101.24 56,657,519	5.75 2021/1/25	1.10
13	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.339 03/28/22 アメリカ	社債券	54,392,000	99.87 54,324,010	100.02 54,405,598	3.339 2022/3/28	1.06
14	US T N/B 1.125 05/15/40 アメリカ	国債証券	52,823,000	97.08 51,283,702	95.79 50,602,781	1.125 2040/5/15	0.98
15	ATHENE GLOBAL FUNDING 3.0 07/01/22 アメリカ	社債券	48,639,000	103.25 50,221,389	103.08 50,141,177	3 2022/7/1	0.97

16	JPMORGAN CHASE & CO 2.7 05/18/23 アメリカ	社債券	47,070,000	105.62 49,718,938	105.40 49,614,902	2.7 2023/5/18	0.96
17	VALERO ENERGY CORP 6.625 06/15/37 アメリカ	社債券	35,564,000	122.66 43,624,242	118.74 42,229,824	6.625 2037/6/15	0.82
18	WHIRLPOOL CORP 4.85 06/15/21 アメリカ	社債券	38,702,000	102.90 39,824,600	102.67 39,736,762	4.85 2021/6/15	0.77
19	BANK OF AMERICA CORP 04/23/27 アメリカ	社債券	34,518,000	112.03 38,673,429	111.49 38,485,119	3.559 2027/4/23	0.75
20	CIGNA CORP 3.4 03/01/27 アメリカ	社債券	29,811,000	112.07 33,411,705	111.88 33,355,227	3.4 2027/3/1	0.65
21	SUMITOMO MITSUI FINL GRP 2.784 07/12/22 日本	社債券	31,380,000	104.01 32,639,089	103.99 32,632,601	2.784 2022/7/12	0.63
22	TOYOTA INDUSTRIES CORP 3.235 03/16/23 日本	社債券	28,765,000	105.27 30,282,568	105.85 30,449,526	3.235 2023/3/16	0.59
23	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 11/16/26 アメリカ	社債券	27,196,000	110.98 30,183,037	110.85 30,148,939	3.5 2026/11/16	0.59
24	CANADIAN IMPERIAL BANK 2.7 02/02/21 カナダ	社債券	29,811,000	100.69 30,018,274	100.62 29,998,186	2.7 2021/2/2	0.58
25	CAPITAL ONE FINANCIAL CO 3.75 03/09/27 アメリカ	社債券	26,673,000	112.26 29,943,763	112.16 29,918,542	3.75 2027/3/9	0.58
26	NATIONAL RURAL UTIL COOP 04/30/43 アメリカ	社債券	28,765,000	103.43 29,752,720	103.54 29,784,719	4.75 2043/4/30	0.58
27	US T N/B 3.0 05/15/45 アメリカ	国債証券	22,489,000	132.06 29,699,535	130.36 29,318,276	3 2045/5/15	0.57
28	BAT CAPITAL CORP 2.789 09/06/24 アメリカ	社債券	27,196,000	106.04 28,840,486	105.73 28,755,644	2.789 2024/9/6	0.56
29	CABOT CORP 4.0 07/01/29 アメリカ	社債券	26,673,000	106.77 28,480,564	105.97 28,266,828	4 2029/7/1	0.55
30	US T N/B 1.5 09/30/24 アメリカ	国債証券	26,673,000	104.90 27,981,643	104.79 27,952,469	1.5 2024/9/30	0.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	26.22
地方債証券	0.24
社債券	69.98
合計	96.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

ルーマス米国投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

ルーマス米国投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第15特定期間末 (平成23年 4月20日)	14,539	14,642	0.6371	0.6416
第16特定期間末 (平成23年10月20日)	11,470	11,559	0.5832	0.5877
第17特定期間末 (平成24年 4月20日)	10,788	10,840	0.6207	0.6237
第18特定期間末 (平成24年10月22日)	9,711	9,758	0.6158	0.6188
第19特定期間末 (平成25年 4月22日)	10,916	10,959	0.7641	0.7671
第20特定期間末 (平成25年10月21日)	9,738	9,780	0.7114	0.7144
第21特定期間末 (平成26年 4月21日)	9,594	9,633	0.7457	0.7487
第22特定期間末 (平成26年10月20日)	9,152	9,187	0.7811	0.7841
第23特定期間末 (平成27年 4月20日)	9,309	9,341	0.8642	0.8672
第24特定期間末 (平成27年10月20日)	8,644	8,659	0.8336	0.8351
第25特定期間末 (平成28年 4月20日)	7,474	7,488	0.7674	0.7689
第26特定期間末 (平成28年10月20日)	6,823	6,837	0.7404	0.7419

第27特定期間末 (平成29年 4月20日)	6,689	6,702	0.7656	0.7671
第28特定期間末 (平成29年10月20日)	6,640	6,653	0.7927	0.7942
第29特定期間末 (平成30年 4月20日)	5,896	5,908	0.7311	0.7326
第30特定期間末 (平成30年10月22日)	5,732	5,744	0.7480	0.7495
第31特定期間末 (平成31年 4月22日)	5,716	5,727	0.7696	0.7711
第32特定期間末 (令和1年10月21日)	5,597	5,608	0.7827	0.7842
第33特定期間末 (令和2年4月20日)	5,524	5,534	0.8022	0.8037
第34特定期間末 (令和2年10月20日)	5,307	5,316	0.8082	0.8097
令和1年10月末日	5,605	—	0.7846	—
11月末日	5,603	—	0.7918	—
12月末日	5,596	—	0.7903	—
令和2年1月末日	5,630	—	0.8010	—
2月末日	5,617	—	0.8117	—
3月末日	5,414	—	0.7856	—
4月末日	5,473	—	0.7967	—
5月末日	5,487	—	0.8066	—
6月末日	5,541	—	0.8226	—
7月末日	5,422	—	0.8145	—
8月末日	5,327	—	0.8079	—
9月末日	5,357	—	0.8124	—
10月末日	5,223	—	0.7963	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第15特定期間	0.0270
第16特定期間	0.0270
第17特定期間	0.0195
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0180
第23特定期間	0.0180
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0090
第26特定期間	0.0090
第27特定期間	0.0090
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0090
第30特定期間	0.0090
第31特定期間	0.0090

第32特定期間	0.0090
第33特定期間	0.0090
第34特定期間	0.0090

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第15特定期間	1.59
第16特定期間	△4.22
第17特定期間	9.77
第18特定期間	2.11
第19特定期間	27.01
第20特定期間	△4.54
第21特定期間	7.35
第22特定期間	7.16
第23特定期間	12.94
第24特定期間	△2.15
第25特定期間	△6.86
第26特定期間	△2.35
第27特定期間	4.62
第28特定期間	4.72
第29特定期間	△6.64
第30特定期間	3.54
第31特定期間	4.09
第32特定期間	2.9
第33特定期間	3.6
第34特定期間	1.9

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第15特定期間	129,809,296	3,613,831,632
第16特定期間	361,100,532	3,511,915,525
第17特定期間	371,022,097	2,657,297,419
第18特定期間	264,122,483	1,876,060,741
第19特定期間	74,123,001	1,557,695,294
第20特定期間	101,187,167	698,376,680
第21特定期間	48,596,860	871,319,554
第22特定期間	96,712,923	1,246,558,664
第23特定期間	66,909,609	1,012,508,993
第24特定期間	292,546,377	694,319,087
第25特定期間	71,945,280	701,686,258
第26特定期間	20,431,437	545,085,321
第27特定期間	30,763,340	509,196,298
第28特定期間	29,010,555	388,466,660
第29特定期間	46,814,990	359,754,101
第30特定期間	105,093,631	505,833,522
第31特定期間	9,953,537	245,709,679

第32特定期間	69,802,878	346,249,930
第33特定期間	91,676,570	357,251,766
第34特定期間	36,671,610	356,008,601

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

《参考情報》

データの基準日:2020年10月30日

基準価額・純資産の推移（2010年10月29日～2020年10月30日）



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
（設定日:2003年10月31日）

分配の推移（税引前）

2020年 6月	15円
2020年 7月	15円
2020年 8月	15円
2020年 9月	15円
2020年10月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	6,295円

※分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ルーミス米国投資適格債券マザーファンド	98.49

■ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
国債証券	26.22	1	US T N/B 4.25 11/15/40	国債証券	アメリカ	4.25	2040/11/15	10.09
内 アメリカ	26.22	2	US T N/B 3.75 11/15/43	国債証券	アメリカ	3.75	2043/11/15	4.51
地方債証券	0.24	3	CONAGRA BRANDS INC 8.25 09/15/30	社債券	アメリカ	8.25	2030/9/15	1.82
内 アメリカ	0.24	4	US T N/B 0.625 08/15/30	国債証券	アメリカ	0.625	2030/8/15	1.58
社債券	69.98	5	TELEFONICA 8.25 09/15/30	社債券	オランダ	8.25	2030/9/15	1.43
内 アメリカ	55.77	6	US T N/B 2.125 05/31/26	国債証券	アメリカ	2.125	2026/5/31	1.42
内 日本	3.85	7	US T N/B 2.625 06/15/21	国債証券	アメリカ	2.625	2021/6/15	1.41
内 イギリス	2.77	8	PSEG POWER LLC 8.625 04/15/31	社債券	アメリカ	8.625	2031/4/15	1.29
内 カナダ	2.40	9	US T N/B 1.25 08/31/24	国債証券	アメリカ	1.25	2024/8/31	1.21
内 オランダ	1.85	10	EQUIFAX INC 7.0 07/01/37	社債券	アメリカ	7	2037/7/1	1.18
内 その他	3.34							
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3.56							
合計（純資産総額）	100.00							

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとしします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとしします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日 [※] における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2003年10月31日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は2003年10月31日から2003年11月20日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。
- ③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い
1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約の契約期間は、当該マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、運用委託契約のいずれの当事者も、3ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、4月と10月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（令和2年4月21日から令和2年10月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ルームス米国投資適格債券ファンド【毎月決算型】】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 令和2年4月20日現在	当期 令和2年10月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,640,590	52,565,129
親投資信託受益証券	5,466,544,434	5,270,156,981
流動資産合計	5,542,185,024	5,322,722,110
資産合計	5,542,185,024	5,322,722,110
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,329,163	9,850,157
未払解約金	1,444,320	3,714
未払受託者報酬	228,632	216,691
未払委託者報酬	5,944,514	5,634,076
その他未払費用	15,256	14,301
流動負債合計	17,961,885	15,718,939
負債合計	17,961,885	15,718,939
純資産の部		
元本等		
元本	6,886,108,715	6,566,771,724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,361,885,576	△1,259,768,553
（分配準備積立金）	84,827,210	74,215,611
元本等合計	5,524,223,139	5,307,003,171
純資産合計	5,524,223,139	5,307,003,171
負債純資産合計	5,542,185,024	5,322,722,110

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和1年10月22日 至 令和2年4月20日	当期 自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	241,800,764	143,612,547
営業収益合計	241,800,764	143,612,547
営業費用		
支払利息	17,427	16,678
受託者報酬	1,515,554	1,503,613
委託者報酬	39,405,349	39,095,014
その他費用	103,472	100,190
営業費用合計	41,041,802	40,715,495
営業利益又は営業損失（△）	200,758,962	102,897,052
経常利益又は経常損失（△）	200,758,962	102,897,052
当期純利益又は当期純損失（△）	200,758,962	102,897,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	795,496	669,292
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,554,015,956	△1,361,885,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,476,276	66,636,833
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,476,276	66,636,833
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,411,575	6,690,724
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,411,575	6,690,724
分配金	62,897,787	60,056,846
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,361,885,576	△1,259,768,553

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	令和2年4月20日現在	令和2年10月20日現在
1. 期首元本額	7,151,683,911円	6,886,108,715円
期中追加設定元本額	91,676,570円	36,671,610円
期中一部解約元本額	357,251,766円	356,008,601円
2. 受益権の総数	6,886,108,715口	6,566,771,724口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,361,885,576円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,259,768,553円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 令和1年10月22日 至 令和2年4月20日	自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
1. 分配金の計算過程	（自令和1年10月22日 至令和1年11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,519,777円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（55,449,222円）及び分配準備積立金（77,138,699円）より分配対象収益は141,107,698円（1万口当たり199.56円）であり、うち10,605,894円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年4月21日 至令和2年5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,304,095円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（54,495,000円）及び分配準備積立金（83,929,496円）より分配対象収益は145,728,591円（1万口当たり213.84円）であり、うち10,221,902円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自令和1年11月21日 至令和1年12月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,386,050円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,250,751円）及び分配準備積立金（74,490,780円）より分配対象収益は143,127,581円（1万口当たり202.16円）であり、うち10,619,573円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年5月21日 至令和2年6月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,125,114円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（54,006,597円）及び分配準備積立金（80,152,930円）より分配対象収益は148,284,641円（1万口当たり219.79円）であり、うち10,119,822円（1万口当たり15円）を分配金額としております。
（自令和1年12月21日 至令和2年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,036,693円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,398,112円）及び分配準備積立金（76,070,731円）より分配対象収益は149,505,536円（1万口当たり211.25円）であり、うち10,615,617円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年6月23日 至令和2年7月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,206,385円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（53,749,045円）及び分配準備積立金（83,459,125円）より分配対象収益は149,414,555円（1万口当たり223.03円）であり、うち10,048,952円（1万口当たり15円）を分配金額としております。
（自令和2年1月21日 至令和2年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,821,114円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（55,238,669円）及び分配準備積立金（80,681,011円）より分配対象収益は149,740,794円（1万口当たり216.21円）であり、うち10,388,256円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年7月21日 至令和2年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,931,608円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（53,068,472円）及び分配準備積立金（84,371,234円）より分配対象収益は144,371,314円（1万口当たり218.52円）であり、うち9,909,723円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

2. 委託費用	（自令和2年2月21日 至令和2年3月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,167,715円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（55,033,134円）及び分配準備積立金（83,666,996円）より分配対象収益は147,867,845円（1万口当たり214.52円）であり、うち10,339,284円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年8月21日 至令和2年9月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,344,754円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（53,237,871円）及び分配準備積立金（81,196,133円）より分配対象収益は141,778,758円（1万口当たり214.67円）であり、うち9,906,290円（1万口当たり15円）を分配金額としております。
	（自令和2年3月24日 至令和2年4月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,804,647円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（55,048,506円）及び分配準備積立金（82,351,726円）より分配対象収益は150,204,879円（1万口当たり218.12円）であり、うち10,329,163円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自令和2年9月24日 至令和2年10月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,922,920円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（52,986,024円）及び分配準備積立金（78,142,848円）より分配対象収益は137,051,792円（1万口当たり208.70円）であり、うち9,850,157円（1万口当たり15円）を分配金額としております。
	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 12,233,292円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 12,163,507円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月22日 至 令和2年4月20日	当期 自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月20日現在	当期 令和2年10月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月20日現在	当期 令和2年10月20日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	311,190,785	7,505,402
合計	311,190,785	7,505,402

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 令和2年4月20日現在	当期 令和2年10月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8022円 (8,022円)	0.8082円 (8,082円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年10月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ルーマイス米国投資適格債券マ ザーファンド	2,274,364,311	5,270,156,981	
親投資信託受益証券	合計	2,274,364,311	5,270,156,981	
合計			5,270,156,981	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ルーマイス米国投資適格債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ルース米国投資適格債券マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

令和2年10月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	152,640,269
コール・ローン	3,295,199
国債証券	1,373,017,759
地方債証券	13,168,002
社債券	3,694,192,274
未収利息	40,132,980
前払費用	494,219
流動資産合計	5,276,940,702
資産合計	5,276,940,702
負債の部	
流動負債	
未払金	6,856,624
流動負債合計	6,856,624
負債合計	6,856,624
純資産の部	
元本等	
元本	2,274,364,311
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,995,719,767
元本等合計	5,270,084,078
純資産合計	5,270,084,078
負債純資産合計	5,276,940,702

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年10月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,421,718,174円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	147,353,863円
元本の内訳	
ファンド名	
ルーミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]	2,274,364,311円
計	2,274,364,311円
2. 受益権の総数	2,274,364,311口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年4月21日 至 令和2年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年10月20日現在
----	--------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年10月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△25,117,752
地方債証券	1,269,108
社債券	184,374,022
合計	160,525,378

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年10月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.3172円 (23,172円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

令和2年10月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.25 05/31/25	105,000.000	104,753.900	
		US T N/B 0.625 08/15/30	795,000.000	784,876.160	
		US T N/B 1.125 05/15/40	505,000.000	490,283.960	
		US T N/B 1.25 05/15/50	175,000.000	162,599.600	

		US T N/B 1.25 08/31/24	575,000.000	597,236.290	
		US T N/B 1.375 01/31/25	105,000.000	109,905.460	
		US T N/B 1.5 02/15/30	115,000.000	123,211.710	
		US T N/B 1.5 09/30/24	255,000.000	267,510.930	
		US T N/B 1.5 10/31/24	160,000.000	167,974.990	
		US T N/B 1.625 10/31/26	125,000.000	133,759.760	
		US T N/B 1.75 07/31/24	185,000.000	195,536.310	
		US T N/B 1.75 11/15/20	65,000.000	65,088.860	
		US T N/B 2.125 05/31/26	640,000.000	701,149.970	
		US T N/B 2.25 12/31/24	80,000.000	86,612.500	
		US T N/B 2.375 03/15/22	210,000.000	216,636.320	
		US T N/B 2.5 01/31/21	20,000.000	20,135.150	
		US T N/B 2.5 02/15/22	185,000.000	190,817.380	
		US T N/B 2.625 06/15/21	685,000.000	696,238.280	
		US T N/B 2.625 12/31/23	65,000.000	70,001.950	
		US T N/B 2.875 11/30/23	125,000.000	135,380.850	
		US T N/B 2.875 11/30/25	50,000.000	56,410.150	
		US T N/B 3.0 05/15/45	215,000.000	283,934.370	
		US T N/B 3.75 11/15/43	1,530,000.000	2,243,721.080	
		US T N/B 4.25 11/15/40	3,270,000.000	5,017,150.760	
		US T N/B 4.5 02/15/36	55,000.000	82,366.790	
		アメリカ・ドル	小計	10,295,000.000 (1,087,049,050)	13,003,293.480 (1,373,017,759)
国債証券 合計			1,087,049,050 (1,087,049,050)	1,373,017,759 (1,373,017,759)	
地方債証券	アメリカ・ドル	UNIV VA-A-TXBL 3.227 09/01/19	120,000.000	124,708.800	
	アメリカ・ドル	小計	120,000.000 (12,670,800)	124,708.800 (13,168,002)	
地方債証券 合計			12,670,800 (12,670,800)	13,168,002 (13,168,002)	
社債券	アメリカ・ドル	ACTIVISION BLIZZARD 2.5 09/15/50	115,000.000	107,279.020	
		AERCAP IRELAND CAPITAL 3.3 01/23/23	150,000.000	151,671.440	
		AES CORP/THE 3.3 07/15/25	25,000.000	27,095.370	
		AES CORP/THE 3.95 07/15/30	15,000.000	16,737.220	
		AIR LEASE CORP 3.75 06/01/26	125,000.000	128,647.880	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS 1.5 10/15/25	25,000.000	25,984.520	
		AIRCASTLE LTD 4.25 06/15/26	195,000.000	182,788.520	
		AKER BP ASA 3.75 01/15/30	150,000.000	146,396.280	
		ALLY FINANCIAL INC 3.05 06/05/23	175,000.000	183,026.990	

ALTRIA GROUP INC 4.4 02/14/26	65,000.000	74,938.950	
AMAZON.COM INC 4.25 08/22/57	120,000.000	162,490.180	
AMERICAN ELECTRIC POWER 2.3 03/01/30	80,000.000	83,629.080	
AMERICAN EXPRESS CO 2.5 07/30/24	150,000.000	159,729.410	
AMERICAN EXPRESS CO 3.4 02/22/24	175,000.000	190,211.980	
AMERICAN HONDA FINANCE 2.35 01/08/27	150,000.000	160,481.690	
AMERICAN INTL GROUP 3.9 04/01/26	225,000.000	257,673.380	
AMGEN INC 2.45 02/21/30	190,000.000	202,943.720	
AMPHENOL CORP 2.05 03/01/25	15,000.000	15,755.800	
ANGLO AMERICAN CAPITAL 2.625 09/10/30	200,000.000	202,225.610	
ANHEUSER-BUSCH CO/INBEV 4.9 02/01/46	100,000.000	124,088.640	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 3.75 07/15/42	145,000.000	156,522.660	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 4.35 06/01/40	100,000.000	119,035.830	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 4.6 06/01/60	75,000.000	91,474.380	
APPLE INC 2.05 09/11/26	130,000.000	139,208.340	
APPLE INC 2.2 09/11/29	130,000.000	140,039.840	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND C 3.25 03/27/30	80,000.000	92,340.000	
ARES CAPITAL CORP 3.25 07/15/25	175,000.000	176,025.010	
AT&T 3.5 09/15/53	48,000.000	47,111.630	
AT&T 3.55 09/15/55	20,000.000	19,465.040	
AT&T 3.65 09/15/59	87,000.000	85,492.790	
AT&T INC 4.35 06/15/45	2,000.000	2,250.610	
AT&T INC 4.5 03/09/48	63,000.000	72,235.510	
ATHENE GLOBAL FUNDING 2.45 08/20/27	150,000.000	153,929.010	
ATHENE GLOBAL FUNDING 3.0 07/01/22	465,000.000	480,128.010	
AVERY DENNISON CORP 2.65 04/30/30	35,000.000	37,426.200	
BANK OF AMERICA CORP 04/23/27	330,000.000	369,726.860	
BANK OF IRELAND GROUP 4.5 11/25/23	200,000.000	216,076.000	
BANK OF MONTREAL 3.1 04/13/21	90,000.000	91,251.140	

BANK OF NOVA SCOTIA 2.0 11/15/22	180,000.000	186,074.040	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.2 02/03/25	145,000.000	153,321.000	
BANK OF NOVA SCOTIA 3.125 04/20/21	190,000.000	192,745.130	
BAT CAPITAL CORP 2.726 03/25/31	125,000.000	126,033.360	
BAT CAPITAL CORP 2.789 09/06/24	260,000.000	275,721.670	
BAYER US FINANCE LLC 3.375 10/08/24	210,000.000	228,203.150	
BB&T CORPORATION 2.5 08/01/24	210,000.000	224,038.260	
BB&T CORPORATION 3.05 06/20/22	250,000.000	260,758.250	
BERKSHIRE HATHAWAY ENERG 4.25 10/15/50	20,000.000	25,272.200	
BERKSHIRE HATHAWAY ENERG 8.48 09/15/28	375,000.000	563,703.010	
BIOGEN INC 2.25 05/01/30	85,000.000	86,206.170	
BIOGEN INC 3.15 05/01/50	40,000.000	40,394.670	
BNP PARIBAS 01/13/31	200,000.000	215,101.850	
BNP PARIBAS 11/19/25	210,000.000	222,540.090	
BOEING CO 5.805 05/01/50	125,000.000	151,650.000	
BOEING CO 5.93 05/01/60	90,000.000	111,168.000	
BOSTON GAS COMPANY 3.001 08/01/29	25,000.000	27,521.970	
BOSTON SCIENTIFIC CORP 4.0 03/01/29	95,000.000	110,775.240	
BP CAP MARKETS AMERICA 3.119 05/04/26	45,000.000	49,547.200	
BRIGHTHOUSE FINANCIAL IN 5.625 05/15/30	95,000.000	112,657.590	
BRIXMOR OPERATING PART 4.05 07/01/30	15,000.000	16,239.990	
BROADCOM INC 3.15 11/15/25	125,000.000	135,602.070	
BROADCOM INC 4.7 04/15/25	100,000.000	114,105.720	
BUNGE LTD FINANCE CORP 1.63 08/17/25	20,000.000	20,161.700	
BURLINGTN NORTH SANTA FE 3.55 02/15/50	50,000.000	58,547.370	
CABOT CORP 4.0 07/01/29	255,000.000	272,280.730	
CANADIAN IMPERIAL BANK 2.7 02/02/21	285,000.000	286,981.590	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY 2.05 03/05/30	20,000.000	21,002.980	

CAPITAL ONE FINANCIAL CO 3.75 03/09/27	255,000.000	286,269.250	
CATERPILLAR FINL SERVICE 2.15 11/08/24	50,000.000	53,228.600	
CCL INDUSTRIES INC 3.05 06/01/30	50,000.000	53,658.320	
CENTENE CORP 3.375 02/15/30	65,000.000	67,519.070	
CENTENE CORP 4.625 12/15/29	80,000.000	87,187.600	
CHEVRON CORP 3.078 05/11/50	30,000.000	32,318.530	
CHOICE HOTELS INTL INC 3.7 12/01/29	175,000.000	185,282.120	
CIGNA CORP 2.4 03/15/30	30,000.000	31,317.720	
CIGNA CORP 3.4 03/01/27	285,000.000	319,423.570	
CITIGROUP INC 4.4 06/10/25	180,000.000	204,241.970	
CNH INDUSTRIAL CAP LLC 1.95 07/02/23	40,000.000	40,759.890	
COMCAST CORP 2.65 02/01/30	75,000.000	81,605.430	
COMCAST CORP 3.75 04/01/40	40,000.000	47,479.320	
CONAGRA BRANDS INC 1.375 11/01/27	50,000.000	49,712.120	
CONAGRA BRANDS INC 8.25 09/15/30	595,000.000	902,027.970	
CONCHO RESOURCES INC 3.75 10/01/27	80,000.000	89,956.770	
CONSTELLATION BRANDS INC 2.875 05/01/30	35,000.000	38,055.310	
CONSTELLATION BRANDS INC 3.75 05/01/50	15,000.000	16,873.050	
COX COMMUNICATIONS INC 3.15 08/15/24	210,000.000	226,748.480	
CROWN CASTLE INTL CORP 4.15 07/01/50	10,000.000	11,699.340	
CVS HEALTH CORP 4.3 03/25/28	50,000.000	58,520.120	
CVS HEALTH CORP 5.05 03/25/48	125,000.000	162,066.110	
DAIMLER FINANCE NA LLC 2.125 03/10/25	170,000.000	176,208.040	
DEERE & COMPANY 3.75 04/15/50	40,000.000	50,585.750	
DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	160,000.000	158,697.270	
DIAMONDBACK ENERGY INC 4.75 05/31/25	50,000.000	54,488.290	

DOMINION ENERGY INC 3.375 04/01/30	60,000.000	68,060.630	
DR PEPPER SNAPPLE GROUP 2.55 09/15/26	45,000.000	48,564.030	
DXC TECHNOLOGY CO 4.0 04/15/23	100,000.000	105,919.980	
DXC TECHNOLOGY CO 4.125 04/15/25	25,000.000	27,163.290	
EBAY INC 1.9 03/11/25	100,000.000	104,132.150	
ECOLAB INC 4.8 03/24/30	10,000.000	12,737.980	
EDISON INTERNATIONAL 4.95 04/15/25	5,000.000	5,501.130	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 3.75 05/15/30	70,000.000	68,540.240	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 4.25 03/15/23	115,000.000	120,032.340	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 4.75 01/15/26	85,000.000	91,262.810	
ENERGY TRANSFER OPERATNG 6.05 06/01/41	160,000.000	163,660.360	
ENTERGY CORP 2.8 06/15/30	50,000.000	54,545.380	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 2.8 01/31/30	175,000.000	186,288.110	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 3.35 03/15/23	100,000.000	106,252.750	
EQUIFAX INC 2.6 12/15/25	25,000.000	26,901.520	
EQUIFAX INC 3.1 05/15/30	15,000.000	16,366.460	
EQUIFAX INC 7.0 07/01/37	440,000.000	582,282.760	
ESSENTIAL UTILITIES INC 2.704 04/15/30	55,000.000	58,809.430	
EXELON CORP 4.05 04/15/30	30,000.000	35,177.470	
EXPEDIA GROUP INC 3.6 12/15/23	50,000.000	51,245.820	
EXPEDIA GROUP INC 4.625 08/01/27	25,000.000	26,337.020	
EXPEDIA GROUP INC 6.25 05/01/25	30,000.000	32,893.960	
EXPEDIA GROUP INC 7.0 05/01/25	25,000.000	26,706.170	
EXPEDIA INC 3.8 02/15/28	205,000.000	207,090.550	
EXXON MOBIL CORPORATION 3.452 04/15/51	30,000.000	33,173.850	
FIRSTENERGY CORP 2.65 03/01/30	125,000.000	126,140.150	
FLORIDA POWER & LIGHT CO 3.15 10/01/49	65,000.000	74,299.760	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.339 03/28/22	520,000.000	519,350.000	

GATX CORP 4.0 06/30/30	30,000.000	34,977.350	
GENERAL DYNAMICS CORP 3.5 05/15/25	85,000.000	95,132.540	
GENERAL DYNAMICS CORP 4.25 04/01/50	10,000.000	13,250.330	
GENERAL ELECTRIC CO 4.25 05/01/40	100,000.000	103,699.200	
GENERAL ELECTRIC CO 4.35 05/01/50	20,000.000	20,730.800	
GENERAL MILLS INC 4.7 04/17/48	155,000.000	210,627.630	
GENERAL MOTORS 5.0 04/01/35	95,000.000	104,928.710	
GENERAL MOTORS FINL CO 2.9 02/26/25	55,000.000	57,038.530	
GENERAL MOTORS FINL CO 4.35 04/09/25	120,000.000	131,477.700	
GEORGETOWN UNIVERSITY 4.315 04/01/49	30,000.000	37,572.590	
GEORGETOWN UNIVERSITY 5.215 10/01/18	30,000.000	39,873.700	
GLENCORE FUNDING LLC 2.5 09/01/30	175,000.000	171,651.070	
GLP CAPITAL LP / FIN II 5.375 04/15/26	175,000.000	194,502.870	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 2.6 12/27/20	145,000.000	145,619.700	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 01/23/25	120,000.000	131,553.900	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.5 11/16/26	260,000.000	288,556.760	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 6.75 10/01/37	90,000.000	132,449.760	
GRAY OAK PIPELINE LLC 2.6 10/15/25	10,000.000	10,013.010	
GRAY OAK PIPELINE LLC 3.45 10/15/27	5,000.000	5,141.430	
HASBRO INC 3.55 11/19/26	40,000.000	42,919.780	
HASBRO INC 3.9 11/19/29	5,000.000	5,381.850	
HCA INC 4.125 06/15/29	90,000.000	103,087.750	
HOME DEPOT INC 3.35 04/15/50	15,000.000	17,449.050	
HOSPITALITY PROP TRUST 4.75 10/01/26	105,000.000	93,712.500	
HP ENTERPRISE CO 10/15/45	125,000.000	164,653.400	
HP ENTERPRISE CO 4.45 10/02/23	100,000.000	110,423.040	
HUNTINGTON BANCSHARES 2.625 08/06/24	140,000.000	149,224.960	

HUNTINGTON INGALLS INDUS 4.2 05/01/30	30,000.000	34,717.460	
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 2.375 10/15/27	65,000.000	65,395.220	
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 2.65 02/10/25	80,000.000	82,988.340	
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 3.0 02/10/27	60,000.000	62,565.450	
IPALCO ENTERPRISES INC 3.7 09/01/24	40,000.000	43,503.710	
JABIL INC 3.0 01/15/31	40,000.000	40,759.880	
JM SMUCKER CO 2.375 03/15/30	130,000.000	136,010.900	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 1.75 03/09/27	20,000.000	20,902.870	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 2.6 03/07/24	35,000.000	37,443.610	
JPMORGAN CHASE & CO 05/13/31	65,000.000	69,916.990	
JPMORGAN CHASE & CO 10/15/30	170,000.000	183,737.360	
JPMORGAN CHASE & CO 2.7 05/18/23	450,000.000	475,324.460	
KANSAS CITY SOUTHERN 3.5 05/01/50	35,000.000	36,660.190	
KEURIG DR PEPPER INC 4.417 05/25/25	60,000.000	69,324.400	
KINDER MORGAN ENER PART 4.15 02/01/24	65,000.000	70,904.820	
KINDER MORGAN ENER PART 4.25 09/01/24	145,000.000	160,957.620	
KINDER MORGAN ENER PART 4.3 05/01/24	140,000.000	154,514.810	
KRAFT HEINZ FOODS CO 3.75 04/01/30	180,000.000	192,573.910	
LEAR CORP 5.25 05/15/49	100,000.000	112,784.170	
LEASEPLAN CORPORATION NV 2.875 10/24/24	200,000.000	206,410.740	
LIBERTY MUTUAL GROUP INC 3.95 05/15/60	50,000.000	55,971.670	
LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.05 08/16/23	205,000.000	222,706.110	
LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.344 01/09/48	220,000.000	262,335.320	
LOWE'S COS INC 3.0 10/15/50	65,000.000	67,444.860	
LYB INT FINANCE III 2.25 10/01/30	30,000.000	29,977.210	
MARRIOTT INTERNATIONAL 3.5 10/15/32	115,000.000	116,859.400	

MARTIN MARIETTA MATERIAL 2.5 03/15/30	65,000.000	67,749.610	
MASTERCARD INC 3.85 03/26/50	30,000.000	38,512.250	
MCDONALD'S CORP 2.125 03/01/30	40,000.000	41,698.160	
MCDONALD'S CORP 4.2 04/01/50	5,000.000	6,188.930	
METHANEX CORP 5.25 03/01/22	55,000.000	58,231.250	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC 2.67 09/01/23	60,000.000	62,214.070	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC 4.333 06/01/23	40,000.000	43,136.910	
MICRON TECHNOLOGY INC 2.497 04/24/23	85,000.000	88,559.680	
MIDWEST CONNECTOR CAPIT 3.625 04/01/22	110,000.000	111,030.040	
MITSUBISHI UFJ FIN GRP 2.193 02/25/25	250,000.000	262,991.350	
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL 3.455 03/02/23	115,000.000	122,603.140	
MOHAWK INDUSTRIES INC 3.625 05/15/30	125,000.000	137,122.410	
MORGAN STANLEY 2.625 11/17/21	130,000.000	133,188.210	
MORGAN STANLEY 3.125 01/23/23	200,000.000	211,690.930	
MORGAN STANLEY 5.75 01/25/21	535,000.000	542,495.300	
MPLX LP 4.125 03/01/27	65,000.000	71,776.880	
NATIONAL OILWELL VARCO I 3.6 12/01/29	80,000.000	76,134.120	
NATIONAL RURAL UTIL COOP 04/30/43	275,000.000	284,442.830	
NATWEST GROUP PLC 3.875 09/12/23	235,000.000	253,776.760	
NEWMONT CORP 2.25 10/01/30	65,000.000	67,865.190	
NISSAN MOTOR CO 3.522 09/17/25	200,000.000	201,665.950	
NORTHWESTERN MUTUAL LIFE 3.625 09/30/59	60,000.000	66,590.210	
NXP BV/NXP FDG/NXP USA 3.875 06/18/26	110,000.000	123,942.500	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 2.6 08/13/21	105,000.000	103,884.370	
OHIO POWER COMPANY 2.6 04/01/30	20,000.000	21,953.730	

ONEAMERICA FINL PARTNERS 4.25 10/15/50	15,000.000	15,790.430	
ONEOK INC 3.1 03/15/30	180,000.000	175,559.760	
ORACLE CORP 3.6 04/01/40	90,000.000	103,214.980	
ORACLE CORP 3.6 04/01/50	95,000.000	106,461.950	
ORIX CORP 3.25 12/04/24	140,000.000	152,024.910	
ORIX CORP 3.7 07/18/27	225,000.000	256,559.590	
OTIS WORLDWIDE CORP 2.565 02/15/30	175,000.000	188,667.830	
OWENS CORNING INC 4.2 12/01/24	110,000.000	121,965.520	
PARTNERS HEALTHCARE SYST 3.342 07/01/60	120,000.000	131,455.050	
PAYPAL HOLDINGS INC 3.25 06/01/50	110,000.000	122,442.810	
PEPSICO INC 3.875 03/19/60	75,000.000	96,820.340	
PLAINS ALL AMERICAN PIPE 3.8 09/15/30	20,000.000	19,617.980	
PNC BANK NA 12/09/22	250,000.000	254,567.810	
PPL ELECTRIC UTILITIES 3.0 10/01/49	40,000.000	43,194.540	
PROLOGIS LP 2.125 04/15/27	35,000.000	37,302.570	
PROTECTIVE LIFE CORP 3.4 01/15/30	180,000.000	193,527.620	
PSEG POWER LLC 8.625 04/15/31	435,000.000	636,341.350	
QUEST DIAGNOSTICS INC 2.8 06/30/31	55,000.000	59,594.340	
RATTLER MIDSTREAM LP 5.625 07/15/25	40,000.000	41,575.000	
RAYTHEON TECH CORP 2.25 07/01/30	90,000.000	95,172.680	
RAYTHEON TECH CORP 3.2 03/15/24	145,000.000	156,114.790	
REALTY INCOME CORP 3.25 01/15/31	30,000.000	33,205.390	
REGENCY CENTERS LP 2.95 09/15/29	80,000.000	82,904.140	
ROPER TECHNOLOGIES INC 1.4 09/15/27	50,000.000	50,481.960	
RYDER SYSTEM INC 2.5 09/01/24	75,000.000	79,122.870	
RYDER SYSTEM INC 3.875 12/01/23	80,000.000	87,342.140	
SANTANDER HOLDINGS USA 3.5 06/07/24	165,000.000	177,864.950	
SANTANDER UK PLC 2.875 06/18/24	200,000.000	214,472.630	

SHERWIN-WILLIAMS CO 2.3 05/15/30	95,000.000	99,396.180	
SMITHFIELD FOODS INC 3.0 10/15/30	10,000.000	10,098.550	
SOCIETE GENERALE 2.625 01/22/25	210,000.000	218,349.760	
SOCIETE GENERALE 2.625 10/16/24	200,000.000	208,232.480	
SOUTHERN CAL EDISON 2.25 06/01/30	45,000.000	45,683.140	
SOUTHERN CAL EDISON 3.65 03/01/28	195,000.000	214,973.610	
SOUTHWEST AIRLINES CO 5.125 06/15/27	90,000.000	100,463.920	
STANDARD CHARTERED PLC 01/30/26	200,000.000	208,337.660	
STARBUCKS CORP 3.35 03/12/50	50,000.000	52,808.020	
STEEL DYNAMICS INC 2.4 06/15/25	25,000.000	26,300.870	
STEEL DYNAMICS INC 3.45 04/15/30	15,000.000	16,617.290	
STRYKER CORP 1.95 06/15/30	75,000.000	76,454.250	
SUMITOMO MITSUI FINL GRP 2.784 07/12/22	300,000.000	312,037.180	
SUMITOMO MITSUI FINL GRP 3.04 07/16/29	200,000.000	218,261.310	
SYNCHRONY FINANCIAL 5.15 03/19/29	95,000.000	112,839.480	
SYSCO CORPORATION 2.4 02/15/30	40,000.000	41,224.090	
T-MOBILE USA INC 3.875 04/15/30	135,000.000	153,241.170	
TARGET CORP 2.35 02/15/30	80,000.000	87,387.110	
TELEFONICA 8.25 09/15/30	470,000.000	711,721.220	
TELEFONICA EMISIONES SAU 5.462 02/16/21	20,000.000	20,320.320	
TEXAS INSTRUMENTS INC 2.25 09/04/29	40,000.000	43,057.360	
TEXTRON INC 3.0 06/01/30	180,000.000	191,596.570	
TIME WARNER CABLE LLC 5.875 11/15/40	125,000.000	157,055.210	
TORONTO-DOMINION BANK 2.65 06/12/24	185,000.000	198,085.010	
TOYOTA INDUSTRIES CORP 3.235 03/16/23	275,000.000	289,508.300	
TOYOTA MOTOR CORP 2.358 07/02/24	75,000.000	80,112.130	

	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.15 02/13/30	145,000.000	153,536.970	
	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.25 10/18/23	140,000.000	147,309.690	
	UNION PACIFIC CORP 2.4 02/05/30	100,000.000	107,528.430	
	UNIVERSITY OF PENNSYLVAN 3.61 02/15/19	40,000.000	43,244.090	
	UNUM GROUP 4.0 06/15/29	40,000.000	43,989.100	
	UPJOHN INC 4.0 06/22/50	20,000.000	21,602.900	
	US BANCORP 3.0 07/30/29	120,000.000	133,560.450	
	VALERO ENERGY CORP 6.625 06/15/37	340,000.000	417,057.770	
	VIACOMCBS INC 4.2 05/19/32	45,000.000	52,350.730	
	VIRGINIA ELEC & POWER CO 2.875 07/15/29	20,000.000	22,389.210	
	WAL-MART STORES INC 2.35 12/15/22	180,000.000	187,771.530	
	WELLTOWER INC 2.75 01/15/31	35,000.000	36,016.200	
	WESTLAKE CHEMICAL CORP 3.6 08/15/26	135,000.000	148,744.160	
	WESTPAC BANKING CORP 2.65 01/16/30	60,000.000	66,459.310	
	WHIRLPOOL CORP 4.75 02/26/29	155,000.000	189,196.760	
	WHIRLPOOL CORP 4.85 06/15/21	370,000.000	380,732.320	
	WILLIAMS COMPANIES INC 3.5 11/15/30	125,000.000	136,536.680	
	WILLIS NORTH AMERICA INC 2.95 09/15/29	30,000.000	32,952.080	
	WRKCO INC 3.0 06/15/33	20,000.000	21,833.860	
	WW GRAINGER INC 1.85 02/15/25	170,000.000	177,340.600	
	XCEL ENERGY INC 3.4 06/01/30	30,000.000	34,297.060	
	XILINX INC 2.375 06/01/30	125,000.000	129,174.630	
	アメリカ・ドル 小計	31,665,000.000 (3,343,507,350)	34,986,194.470 (3,694,192,274)	
社債券 合計		3,343,507,350 (3,343,507,350)	3,694,192,274 (3,694,192,274)	
合計			5,080,378,035 (5,080,378,035)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 25銘柄	26.05	100.00
	地方債証券 1銘柄	0.25	
	社債券 274銘柄	70.10	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年10月30日現在

I 資産総額	5,229,338,193円
II 負債総額	5,935,323円
III 純資産総額（I－II）	5,223,402,870円
IV 発行済数量	6,559,270,859口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7963円

（参考）

ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

令和2年10月30日現在

I 資産総額	5,144,747,550円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I－II）	5,144,747,550円
IV 発行済数量	2,252,786,544口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.2837円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年10月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年10月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年10月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,349,996,407,143
追加型株式投資信託	852	13,896,345,858,304
単位型公社債投資信託	35	77,756,605,656
単位型株式投資信託	193	1,262,956,120,495
合計	1,106	16,587,054,991,598

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第36期中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産	1,461,316	1,278,455
建物	※1 1,096,916	※1 1,006,793
器具備品	※1 364,399	※1 270,768
建設仮勘定	—	894
無形固定資産	2,411,540	3,524,781
ソフトウェア	885,545	3,299,065
ソフトウェア仮勘定	1,522,040	221,784
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	—
投資その他の資産	9,269,808	9,482,127
投資有価証券	1,611,931	261,361
関係会社株式	4,499,196	5,299,196
長期差入保証金	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	△7
評価・換算差額等計	846,755	△7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第34期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		第35期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	—		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	—		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	—		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	※1 19,121		※1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		△71,767		△385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金の取崩									△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計		有価証券 評価差額金		
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余 金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）		—	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							△ 11,280,000	△11,280,000	△11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	△846,763	△846,763	△846,763
当期変動額合計	△846,763	△846,763	2,878,247
当期末残高	△7	△7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	—
資産計	77,082,582	77,082,582	—
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	—
負債計	4,883,723	4,883,723	—

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	—
資産計	77,644,787	77,644,787	—
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	—
負債計	4,582,140	4,582,140	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
①非上場株式	276,764	259,369
②関係会社株式	4,499,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	—	—	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	—

第35期（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	—

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,764千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期（2020年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

（注）非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	—
投資信託	—	—	—

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	—
投資信託	159,526	5,528	1

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	△10,147	18,448
退職給付の支払額	△158,018	△187,749
その他	438	△1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	△150,568	△130,155
未認識過去勤務費用	△243,317	△173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	△3,640	△11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額（一括償却資産）	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額（税法上）	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	—	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△321,067	—
繰延税金負債合計	△321,067	—
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	－千円	－千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	－千円	－千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円
（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
経常利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
税引前当期純利益	△9,091,728千円	△9,111,312千円
当期純利益	△7,489,721千円	△7,536,465千円
1株当たり当期純利益	△187,243円04銭	△188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
								子会社株式の取得	1,270,000	—	—
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	27,281,363
金銭の信託	25,870,423
有価証券	996
未収委託者報酬	13,747,204
未収運用受託報酬	3,023,356
未収投資助言報酬	304,673
未収収益	24,940
前払費用	757,672
その他	2,912,168
流動資産計	73,922,799
固定資産	
有形固定資産	1,199,340
建物	※1 961,771
器具備品	※1 237,569
無形固定資産	3,660,076
ソフトウェア	3,099,921
ソフトウェア仮勘定	556,224
電話加入権	3,931
投資その他の資産	9,943,868
投資有価証券	261,361
関係会社株式	5,299,196
長期差入保証金	1,295,930
繰延税金資産	2,294,343
その他	793,037
固定資産計	14,803,286
資産合計	88,726,085

(単位：千円)

	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,297,202
未払金	5,820,782
未払収益分配金	899
未払償還金	19,850
未払手数料	5,549,722
その他未払金	250,310
未払費用	7,902,650
未払法人税等	2,901,506
未払消費税等	824,900
前受収益	20,779
賞与引当金	1,126,713
役員賞与引当金	34,112
流動負債計	19,928,648
固定負債	
退職給付引当金	2,207,043
時効後支払損引当金	156,886
固定負債計	2,363,929
負債合計	22,292,578
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	44,880,558
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	44,757,265
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	13,077,265
株主資本計	66,433,515
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△8
評価・換算差額等計	△8
純資産合計	66,433,506
負債・純資産合計	88,726,085

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		40,520,928	
運用受託報酬		6,813,891	
投資助言報酬		548,146	
その他営業収益		773,786	
	営業収益計		48,656,752
営業費用			
支払手数料		16,685,574	
広告宣伝費		116,359	
調査費		12,452,140	
調査費		4,305,114	
委託調査費		8,147,025	
委託計算費		269,176	
営業雑経費		450,999	
通信費		24,247	
印刷費		314,201	
協会費		20,394	
諸会費		32,852	
支払販売手数料		59,302	
	営業費用計		29,974,250
一般管理費			
給料		4,693,004	
役員報酬		75,939	
給料・手当		4,496,351	
賞与		120,714	
交際費		5,108	
寄付金		6,331	
旅費交通費		20,383	
租税公課		277,754	
不動産賃借料		734,008	
退職給付費用		267,068	
固定資産減価償却費	※1	534,020	
福利厚生費		17,379	
修繕費		511	
賞与引当金繰入額		1,126,713	
役員賞与引当金繰入額		34,112	
機器リース料		139	
事務委託費		1,899,643	
事務用消耗品費		35,787	
器具備品費		265	
諸経費		66,792	
	一般管理費計		9,719,026
営業利益			8,963,474

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	17,653	
受取配当金	2,356	
時効成立分配金・償還金	176	
時効後支払損引当金戻入額	16,343	
為替差益	8,484	
金銭の信託運用損益	1,367,091	
雑収入	1,361	
営業外収益計		1,413,467
経常利益		10,376,942
特別損失		
固定資産除却損	0	
特別損失計		0
税引前中間純利益		10,376,942
法人税、住民税及び事業税		2,957,106
法人税等調整額		213,661
法人税等合計		3,170,767
中間純利益		7,206,174

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090
当中間期変動額							
剰余金の配当							△12,000,000
中間純利益							7,206,174
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△4,793,825
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	13,077,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	49,674,383	71,227,341	△7	△7	71,227,333
当中間期変動額					
剰余金の配当	△12,000,000	△12,000,000			△12,000,000
中間純利益	7,206,174	7,206,174			7,206,174
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)		—	△0	△0	△0
当中間期変動額 合計	△4,793,825	△4,793,825	△0	△0	△4,793,826
当中間期末残高	44,800,558	66,433,515	△8	△8	66,433,506

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第36期中間会計期間末 （2020年9月30日現在）		
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	365,042千円
	器具備品	…	980,577千円

（中間損益計算書関係）

項目	第36期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）		
※1.減価償却実施額	有形固定資産	…	79,115千円
	無形固定資産	…	454,905千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

- （2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第36期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,281,363	27,281,363	—
(2) 金銭の信託	25,870,423	25,870,423	—
(3) 未収委託者報酬	13,747,204	13,747,204	—
(4) 未収運用受託報酬	3,023,356	3,023,356	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,987	2,987	—
資産計	69,925,335	69,925,335	—
(1) 未払手数料	5,549,722	5,549,722	—
負債計	5,549,722	5,549,722	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債**(1) 未払手数料**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	259,369
②関係会社株式	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間末
(2020年9月30日現在)

1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	2,987	3,000	△12
小計	2,987	3,000	△12
合計	2,987	3,000	△12

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	90,405,440千円
資産合計	90,405,440千円
流動負債	－千円
固定負債	7,722,834千円
負債合計	7,722,834千円
純資産	82,682,605千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額60,979,870千円及び顧客関連資産の金額32,301,694千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－千円
営業利益	△4,411,813千円
経常利益	△4,411,813千円
税引前中間純利益	△4,411,813千円
中間純利益	△3,644,417千円
1株当たり中間純利益	△91,110円42銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,508,336千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第36期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,660,837円67銭
1株当たり中間純利益金額	180,154円36銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益金額	7,206,174千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,206,174千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2020年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
第一勧業信用組合	(※1) 14,132	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
二浪証券株式会社(※2)	100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

(※1) 出資の総額

(※2) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

(3) 投資顧問会社

名称	ルーマス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
資本金の額	113,231千米ドル（2019年12月末日現在）
事業の内容	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするルミス米国投資適格債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2020年7月6日	臨時報告書
2020年7月20日	有価証券報告書
2020年7月20日	有価証券届出書
2020年10月7日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月27日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーマス米国投資適格債券ファンド〔毎月決算型〕の令和2年4月21日から令和2年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーマス米国投資適格債券ファンド〔毎月決算型〕の令和2年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。